**東三河北部医療圏保健医療計画の中間見直しについて**

**１　趣旨**

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2020（令和2）年は現在の第7次医療計画策定3年目にあたることから、医療計画の中間見直しを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、国通知※に基づき2021（令和3）年度中に策定することとなった。

今回の中間見直し後の計画期間は、2023（令和5）年度までとする。

≪参考≫ 現行計画：2018（平成30）年度～2023（令和5）年度（６年間）

※ 2020（令和2）年5月12日 厚生労働省通知

医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」

**２　見直し体制と今後のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 組　織 |
| 全体 | 〇愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申） |
| 県計画 | 〇愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討） |
| 圏域計画 | 〇圏域保健医療福祉推進会議（各圏域計画見直しの審議・検討）　　※医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討 |

＜今後のスケジュール＞

令和３年

８～９月・・・・圏域保健医療福祉推進会議（医療圏保健医療計画の原案検討）

１０月下旬・・・・医療圏保健医療計画の原案を保健所から県庁に提出

１１月頃・・・・医療体制部会（医療圏保健医療計画の原案審議）

１１月～１２月・・・・医療審議会（医療圏保健医療計画の原案決定）

１２月～・・・・医療圏保健医療計画のパブリックコメント・審議

令和４年

２月・・・・医療体制部会（パブリックコメント結果反映）

３月・・・医療審議会（医療計画・医療圏保健医療計画の答申・決定）

**資料１－１**

**３　今回の見直しのポイント（医療圏計画）**

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 時点の修正 |
| 医療法が改定され、計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することとしたことに伴う、各項目の時点修正。 |
| （２） | 他計画との整合性の確保等（目標値の修正） |
| 国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」に基づき、2020（令和2）年度に改正された「第８期愛知県高齢者福祉保健医療計画」（2021（令和3）年3月策定）等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、5事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の取組を推進する。 |

※地域で必要とされる病院・診療所の「基準病床数」については、国の指針で示される全国統一の算定方式に変更がないことから、基準病床の見直しは実施しない。

**＜参考：新型コロナウイルス感染症に関する事項＞**

　新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症等の感染拡大時の対応については、「医療計画の見直し等に関する検討会」（令和2年12月15日、厚生労働省主催）※の報告を踏まえ、**次期の第８次医療計画（2024年度～2029年度）から「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する記載を盛り込む**こと、今回の第７次計画の中間見直しでは盛り込まないこととし、計画策定作業を進めることとなった。

※ 「医療計画の見直し等に関する検討会」（令和２年12月15日、厚生労働省主催）

〇新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

⇒ 広く一般の医療連携体制に大きな影響を及ぼし得る新興感染症等の感染拡大時の対応（一般病床等の活用など）を記載することを想定

⇒ 災害医療と類似していることから、いわゆる「５事業」に追加することが適当

⇒ 次の第８次医療計画（2024年度～2029年度）から「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する記載を盛り込むこととし、各都道府県における計画策定作業を進めることが適当

⇒ 厚生労働省において、（中略）「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行う必要あり